

東洋大学全学カリキュラム委員会に 設置する小委員会運営要項

(設置目的)

第1条 東洋大学全学カリキュラム委員会規程（以下「全カリ委員会規程」という。）第8条第3項に基づき、小委員会の運営に関して必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 小委員会は、次の各号の委員で構成する。

- (1) 東洋大学全学カリキュラム委員会委員長（以下「全カリ委員長」という。）が指名する者。
- (2) 関係事務局から全カリ委員長が指名する者。
- (3) その他、全カリ委員長が必要と認めた者。

2 小委員会は、全カリ委員会規程第8条第2項に基づき委員長を置く。

(任期)

第3条 任期は1年とする。ただし、任期の途中で退任した場合、当該委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(会議の開催)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、小委員会委員長がこれを招集する。

2 会議は、小委員会委員長が必要に応じて開催する。

(業務)

第5条 小委員会は、東洋大学全学カリキュラム委員会（以下「全カリ委員会」という。）の意見を聞いて全カリ委員長が諮問した事項を検討し報告をする。

(所管)

第6条 小委員会の事務は、教務部の所管とする。

(改正)

第7条 この要項の改正は、全カリ委員長が全カリ委員会の意見を聞いて行う。

附 則

この要項は、平成28年7月8日から施行する。